

第4回 保健所機能拡充検討会議 次第

令和元年7月30日（火）

19時30分～

豊島区役所本庁舎 507、508 会議室

1. 開会

会長あいさつ

2. 議事

保健所機能拡充方針（課題と方針）について

3. その他

保健所移転スケジュール

【配布資料】

資料1 保健所機能拡充方針～課題と方針（たたき台）

資料2 池袋保健所の移転について

資料3 第3回 保健所機能拡充検討会議議事録

参考資料 豊島区の保健衛生（事業概要）平成30年度版
ご意見シート

保健所機能拡充方針～課題と方針（たたき台）

目 次

今後の保健所のあり方 -----	2・3
①母子保健・子育て支援機能の充実-----	4・5
②女性の健康支援の充実 -----	6・7
③がん対策事業・生活習慣病対策の充実 -----	8・9
④健康危機管理機能の充実 -----	10・11
⑤在宅医療体制の充実 -----	12・13
⑥情報発信機能の充実 -----	14・15
⑦利便性の向上-----	16・17

今後の保健所のあり方

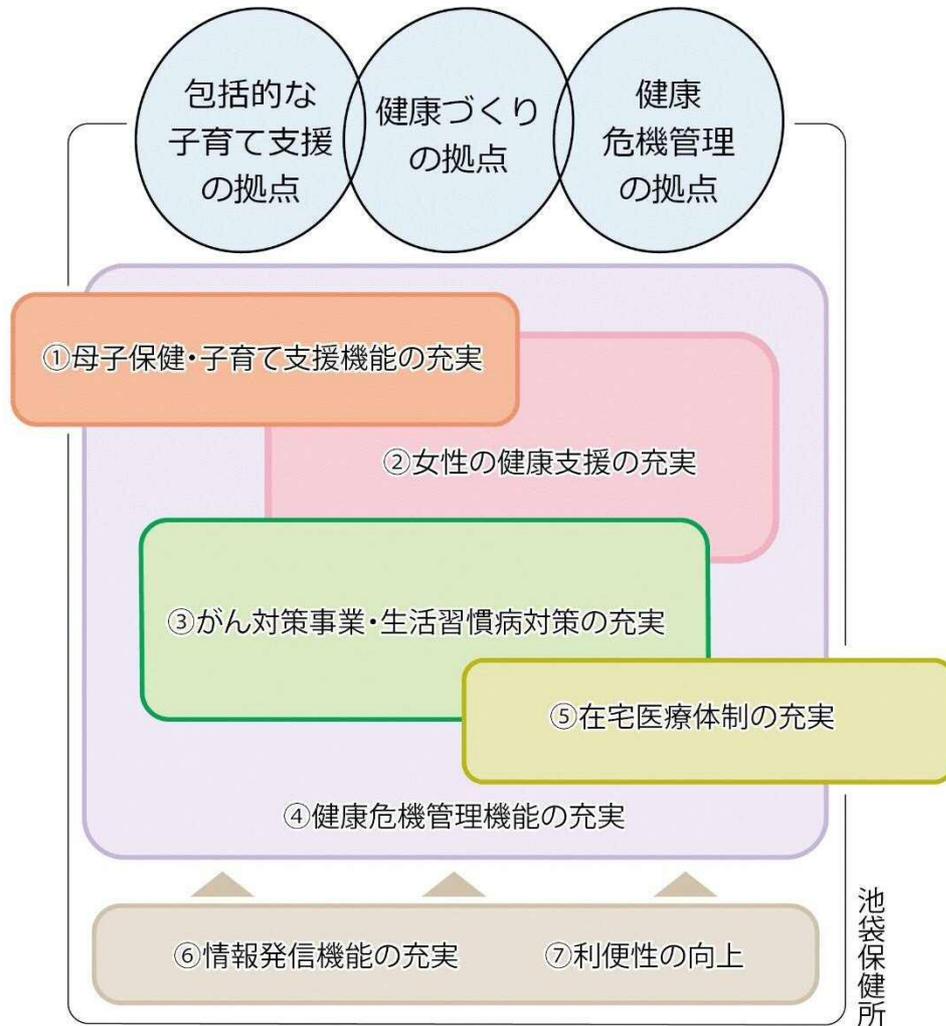
本区では、区民の多様なライフスタイルや人口構造の変化に対応するため、かねてより池袋保健所および長崎健康相談所について、区健康施策の拠点の再構築を進めてきました。また、保健所の仮移転・本移転の方針が決定しました。

こうした背景を踏まえ、公衆衛生の拠点である保健所について、「包括的な子育て支援の拠点」「健康づくりの拠点」「健康危機管理の拠点」として、今後さらに機能を充実させていきます。

- 「包括的な子育て支援の拠点」では、子育て世代包括支援センター（※）機能の充実を図り、妊娠期から出産、子育て期までの支援について、支援が利用者の目線からみて切れ目なく一貫性のあるものとして提供されるよう、子育て支援課と連携してマネジメントを行います。
- 「健康づくりの拠点」では、新たに女性健康支援センター機能を位置づけます。また、より幅広い年代を対象とした健康づくりメニューを充実し、健康長寿社会にも対応した、時代のニーズに合わせた“区民の健康づくり”の機能・体制を整備します。
- 「健康危機管理の拠点」では、地域における健康危機の発生に備えるとともに、大規模災害発生時の医療のマネジメント拠点としての機能・体制を整備します。
- また、現施設では建物の構造上、対応が難しい区民サービスを向上させるため、新施設では横長に広いフロアを活かし待合や窓口を機能的に配置するとともに、多様化する区民向けに情報発信機能を充実し、利便性を向上させます。

※子育て世代包括支援センター：母子保健法に基づき市区町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する場所

拡充する7つの機能の相互配置概念



①母子保健・子育て支援機能の充実【課題】

○豊島区地域保健福祉計画改定のための区民意識・意向調査によると、「地域の保健福祉の推進」で力をいれてほしいこととして、「子育て家庭を支援するサービスの充実」に約 28%が回答しており、子どもを持つ家庭に対するサービスの向上が求められています。

○また、育児のみをしている方の育児時間は「毎日 12 時間以上」が最も多く、また離職の理由では「高齢のために」に次いで「育児」が多くなっていることから、育児にかかる負担感が高く、父親・母親となる方には、子育てに関する支援や意識の普及が必要とされています。

○ゆりかご面談等で把握される特定妊婦（※）の抱える課題が多様化しており、関係機関と連携した相談体制が必要です。また、産後に家族の支援を受けられない母子が多く、孤立化したり母親の育児負担感が高まったりするため、支援が必要です。

※特定妊婦：出産後の子どもの養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を示す。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。このような家族は妊娠届が提出されていなかったり、妊婦健診が未受診の場合もある。

○民間を含めた子育てサービスや育児グッズが増加する一方で、妊産婦が自分のライフスタイルや子どもの個性に合った、自ら必要とする支援を選択するのが難しい状況もあり、寄り添いながらサポートしていく体制が必要です。

①母子保健・子育て支援機能の充実【方針】

○としま鬼子母神プロジェクト事業の一環として、妊娠から出産までの周産期サポートを強化します。

■施策のポイント：引き続き「としま見る知るモバイル」の配信や「としま育児サポーター」派遣を行うとともに、育児をサポートする「子ども手帳」を導入します。

○母親学級やパパママ準備教室を、平日から土日へ変更し、働き盛り世代の子育て支援を充実します。

■施策のポイント：働く女性のために、母親学級を土曜日を開催します。また、男性の育児参加をより一層支援するために、パパママ準備教室（両親学級）を日曜日に開催し、実施回数も増やします。

○子育ての孤立化を防止し、地域ネットワークづくりの場として、育児教室を充実します。

■施策のポイント：3歳児までを対象としていた出張育児相談とは別に、生後4か月までの母子を対象とした育児教室「ようこそ新米ママのひろば事業」を実施し、子育てデビューを支援します。

○母子保健部門と子育て支援部門が連携して設置している「子育て世代包括支援センター」について、移転後は立地を生かして機能を強化し、切れ目のない支援に努めます。

■施策のポイント：本庁舎に近くなることを活かし、区役所の出張窓口へ妊娠届を提出される方が、保健所へゆりかご面談（妊婦面談）に来所しやすい環境を整備するとともに、子育て支援課等との連携を強化します。

○子育てに関わる民間事業者との連携を促進し、きめ細やかな母子サービスを提供します。

■施策のポイント：企業の社会貢献活動などを活用し、マタニティ用品やベビー用品、離乳食用品などを定期的に展示するとともに、新たに設置する授乳コーナーの充実を図ります。また、育児用品の便利な使い方に関する講習会等の開催を検討します。

②女性の健康支援の充実【課題】

- 女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすためには、生活の場（家庭、地域、職域、学校）を通じて、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援することが重要です。
- 女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期と生涯を通じ、女性ホルモンのバランスが大きく変動することが、心や体に影響を与えており、各ステージに応じた課題もあることから、これらに対応するための適切な支援体制を構築することが必要です。
- 国としても、根拠に基づいた女性に関する健康情報、生涯を通じた女性の健康の包括的支援に関する知見の収集、これらの知見の普及啓発を推進しており、女性が自らの健康に目を向け、自ら健康づくりを実践できる環境を整備するよう、各自治体に求めています。
- こうした状況も踏まえ、幅広い年齢層を対象とした女性のための健康相談機能や情報提供体制を充実すべきという要望があります。

②女性の健康支援の充実【方針】

○女性の健康の向上は、家族や地域全体の健康力の向上にもつながることから、幅広い年齢層の女性を対象とした「女性健康支援センター」を設置します。

■施策のポイント：「女性健康支援センター」では、関係各課が連携し、女性の健康に関連した事業を総合的に展開します。

○女性のライフステージに応じた健診や健康相談を実施し、女性の健康を支援します。

■施策のポイント：引き続き、女性のしなやか健康づくりとして「骨太健診」や「骨密度測定」を実施し、同時に健康講座や栄養指導を開催するとともに、「女性のライフプラン形成のための健康相談」、「啓発セミナー」などの充実を図ります。

○女性特有の病気やがんについて検診を充実するとともに、術後のケアなども含めて情報提供を行います。

■施策のポイント：女性に多い甲状腺機能低下症や骨粗しょう症、性感染症の無料検査を行い、乳がん・子宮がん検診の同時実施等を検討します。また、更年期相談や尿漏れ予防教室の開催、乳がん・子宮がん患者相談やウィック・胸部補正具等のアピアランスケアに関する情報提供などを検討します。

○医療機関や企業と連携し、女性の健康に関する最新の話題を提供する講習会等を開催します。

■施策のポイント：都立大塚病院が設置予定の「女性総合医療センター」と連携し、相談から適切な医療への橋渡しを行うとともに、FFパートナーシップ協定（※）を活用した商業施設での講習会等を開催することで、より幅の広い対象者への普及啓発を図ります。

※FFパートナーシップ協定：区と企業が互いの強みを活かしたノウハウやリソースを活用して、住みやすく、働きやすい、誰もが自分らしく暮らせるまちをめざすため、子育て支援、健康増進、働き方改革、防災など分野ごとに行っていた様々な公民連携・協働を包括する形で、区が企業や大学と締結するパートナーシップ協定のこと。なおFFとは、Female/Family Friendly（女性/ファミリーにやさしい）の略

○鬼子母神 plus・AIDS 知ろう館を活用し、健康や子育ての情報発信を強化します。

■施策のポイント：本の紹介や展示を行う業者などとの協働により、健康や医療、子育てに関する旬の本の定期的な入れ替えと、来所者への紹介を検討します。

③がん対策事業・生活習慣病対策の充実【課題】

- がん患者に対する生活支援や、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者に対する生活改善支援が必要です。
- 糖尿病にかかる 1 人あたりの医療費は 23 区で最も高い状況にあります。一方、医療費全体で見ると若年層は低く、高齢者になると格段に高くなります（平成 26 年度実績による）。このことから、若い世代では医療にかからず、高齢になり、ある程度重症化してから受診する人が多いのではないかと推測されます。現状では改善されつつありますが、今後より一層の重症化予防対策が必要です。
- 各種の健康診査や検診を同日にできるようにしてほしいとの要望があります。
- 健康診査やがん検診等を受診するだけでなく、その結果を体調管理、健康づくりに積極的に活かしていくような健康意識を高めるための施策や仕組みづくりが必要です。
- 禁煙レストランとしま、子どものための禁煙外来治療費助成を進めていますが、十分周知されていません。

③がん対策事業・生活習慣病対策の充実【方針】

- がん患者と家族の支援のため、鬼子母神 plus・AIDS 知ろう館内に「がん生活相談支援センター」を開設します。

■施策のポイント：「がん生活相談支援センター」では、社会保険労務士等を定期的に招いて、がん患者と家族の生活・就労支援のための相談を検討します。また、治療を続けるための支援措置として、治療目的別に二次医療圏の医療機関マップを作製し、豊島区在宅医療相談窓口と連携した対応を検討します。

また、AYA 世代（思春期・若年・成人世代）のがん患者の支援を検討します。

- がん患者が自分らしく生活でき、就労などの社会参加ができるよう、アピアランス（外見）ケアのための支援を充実します。

■施策のポイント：今年度から一定の要件を満たす人を対象に、ウィッグや胸部補整具の購入実費を助成していますが、これに加えてアピアランス（外見）ケアに必要な情報提供などを検討します。

○糖尿病をはじめとする生活習慣病重症化対策を強化するため、個々の健康診査や検診の結果に対して、受診者が健康意識を高めるような施策を実施します。

■施策のポイント：個々の健康診査や検診結果に対する、運動指導・栄養指導などのフォロー施策の実施を検討します。

メタボリックシンドローム該当者または予備軍と判定された人に対する特定保健指導の強化を検討します。また、糖尿病について重症化する前の段階から相談体制を強化するなどにより、からだのメンテナンスを積極的に行ってもらえるよう検討します。

○健康診査を通じて若年層（20歳～39歳）からの生活習慣を改善し、メタボリックシンドロームや生活習慣病への移行を予防することで、健康寿命の延伸を図ります。

■施策のポイント：法的な健康診査の位置づけがない若年層向けに行っている、生活習慣病予防健診（男性対象）と骨太健診（女性対象）を一層周知・啓発し、受診率を上げていきます。その上で、健診データをきっかけとして日常生活の改善を働きかけることで、将来生活習慣病を発症するリスクを減らし、健康寿命の延伸を図ります。

○多職種連携や事業者との連携により、健康づくり活動を強化します。

■施策のポイント：多職種連携や事業者との連携により、在宅医療・介護連携（顔の見える連携）を推進し、区民が必要とする在宅医療体制整備を図っていきます。

在宅医療相談窓口等の機能を充実させ、連携窓口として、区民（患者）やその家族、病院関係者、地域医療関係者、介護従事者間のコーディネートを図っていきます。

○としま健康チャレンジ！事業対象講演会を保健所内で開催できるようにします。

■施策のポイント：健康診査や検診に加え、健康への取り組みにつなげていくため、様々な健康講演会等を保健所内でも実施できるようにします。

○受動喫煙対策を強化します。

■施策のポイント：改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の施行に合わせて、豊島区独自施策である禁煙レストランとしまの普及や子どものための禁煙外来治療費助成事業の周知並びに受動喫煙防止の啓発活動を強化します。法令の違反者に対しては、指導・勧告など必要に応じて対処できる体制を整えます。

④健康危機管理機能の充実【課題】

○首都直下地震等の大規模災害発生直後の超急性期には、病院が「重症者・中等症者」の治療を優先できるよう、区内の病院等の近隣に緊急医療救護所を開設し、トリアージと軽症者の対応を行うこととしており、また、区内 12 か所の地域本部が置かれる救援センターにも「救援センター医療救護所」を設置し、避難生活者に必要な医療を提供することとしています。しかしながら、未だ十分な体制が整備されているとは言えず、以下のような課題への対応が求められています。

- ・緊急医療救護所および救援センター医療救護所の人的体制の整備や、避難生活者の健康管理体制の構築が必要です。
- ・医療対策本部、緊急医療救護所、救援センター医療救護所等の災対医療の拠点に関わる活動計画の策定と運営マニュアルの整備が必要です。
- ・実効性のある訓練の実施が必要です。また、訓練等を通じて災害時医療体制の区民への周知も必要です。

○災害発生時には、安全が確認されるまで、来所者の保護が必要となります。このため必要な水や食料、医薬品や衛生材料等を備蓄することが求められていますが、現施設では倉庫を設置するスペースがなく備蓄することができていません。特に、乳幼児健診時の発災などを想定した場合、特別な備蓄が必要です。

○平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震では、史上初となるエリア停電（ブラックアウト）が発生し、地震発生直後から道内 376 病院が停電し、復電までには、約 48 時間（2 日間）を要しました。しかしながら、現施設の非常用電源では短時間の停電にしか対応できず、その設備拡充も施設的制約から困難です。

④健康危機管理機能の充実【方針】

○災害時医療救護活動計画、マニュアルを整備します。

■施策のポイント：これまで実施していた訓練を踏まえ、また発災時に迅速な医療救護活動が行えるよう、医療対策本部、緊急医療救護所および救援センター医療救護所等災害医療拠点の運営などの災害時医療救護活動実施計画を策定するとともに、それに基づいた災害時医療救護活動マニュアルを整備します。

○緊急医療救護所におけるスタッフ態勢を充実させるため、医療救護活動従事者の事前登録を進めます。

■施策のポイント：災害発生時に開設する緊急医療救護所および救援センター医療救護所に参集し、医療救護活動を実践する、医療従事者の事前登録制度を区内の医療関係団体に周知し、迅速かつ円滑な災害医療救護活動につなげ、区民の生命、身体の安全を図ります。

○発災時に混乱を最小限に抑え、迅速な医療救護活動が行えるよう、区民参加のもと訓練を繰り返し行うとともに、日頃から関係機関との連携を密にし、発災時における円滑な医療救護活動につなげます。

■施策のポイント：実際の保健所庁舎を利用した訓練や、緊急医療救護所の開設・運営訓練などを定期的に実施していきます。
緊急医療救護所の開設を始めとする災害医療体制について区民に周知を図るため、訓練等への区民参加を一層進めます。

○避難生活者の健康支援、災害関連死防止のための支援活動体制を強化します。

■施策のポイント：避難生活者の健康管理を円滑に行ない、災害関連死を防止するとともに、特に、高齢者、人工透析など専門的な医療を必要とする方、慢性疾患患者、小児など災害弱者となる方々の健康管理を確実にできるよう、計画をたて人員体制を整備します。

○災害時に、妊婦および出産後の母子が災害によるストレス等で生命にかかわる事態となることがないように、避難所を整備します。

東京都が策定を進めている災害時における小児・周産期医療体制にかかるガイドラインに沿って、妊婦および出産後の母子に配慮した災害医療体制の構築を進めます。

■施策のポイント：妊婦および出産後の母子を抱える世帯が安心して避難生活を送れるよう、補助救急センター等の設置について検討します。
後方支援病院や助産所等を確保するとともに、産婦人科医師・助産師などの医療救護スタッフの確保について検討します。

○来所者用防災備蓄物資等を備蓄します。また、72時間対応の非常用電源を整備します。

■施策のポイント：備蓄倉庫のスペースを確保し、来所者用の水や食料などの備蓄を行います。特に乳幼児の健康診査時の発災などを想定し、乳幼児対応のための備蓄の充実を図ります。
非常用電源は72時間（3日間）の電力供給が可能な設備とします。

○新型インフルエンザ等感染症発生時の対策を強化します。

■施策のポイント：新型インフルエンザなどの感染症が発生した場合を想定した患者のトリアーシ訓練・搬送訓練、陰圧テント立ち上げ訓練等を保健所庁舎内外で繰り返し実施し、感染拡大防止対策を強化します。また、区が関係機関に適切な情報を漏れなく伝えるための連絡体制の構築と、効率的に医療救護を行なえるよう近隣区との連携について検討します。

⑤在宅医療体制の充実【課題】

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、豊島区在宅医療連携推進会議のもと、地域医療連携ネットワークの構築および課題の解決に取り組んできましたが、あわせて在宅療養者に対する理解も促進していくことが必要です。
- 在宅の現場で医療と介護については多職種が関わっているため、ICTを活用したネットワークによる情報共有を、医師会を中心に進めています。またICTの活用が浸透しているとはいえません。このため、多職種での連携を一層進めることが求められています。
- 在宅医療と介護連携を強化し、今後も緊密に連携しながら、在宅医療・介護サービスの一体的提供を進めていくとともに、区民が主体的に保健・医療・介護サービスを選択できるよう、地域包括ケアシステムを充実させていくことが必要です。

⑤在宅医療体制の充実【方針】

- 三師会が開設している在宅医療相談窓口、歯科相談窓口、お薬相談窓口などと連携し、在宅療養生活を支える体制を強化します。

■施策のポイント：各窓口の相談・コーディネート機能の強化を図るとともに、在宅医療連携拠点の整備を三師会と協議しつつ検討していきます。

- 区内で活動する訪問看護師、リハビリテーションスタッフの組織化を図り、同職種内、他職種間の連携を効率的に進めていきます。

■施策のポイント：医師会の協力を得て、リハビリテーション協議会と豊島区看護師会を立ち上げ、連携を推進していきます。

- 在宅の現場で医療・介護職が迅速かつ効果的に連携するため、医師会のICTネットワーク構築を支援します。

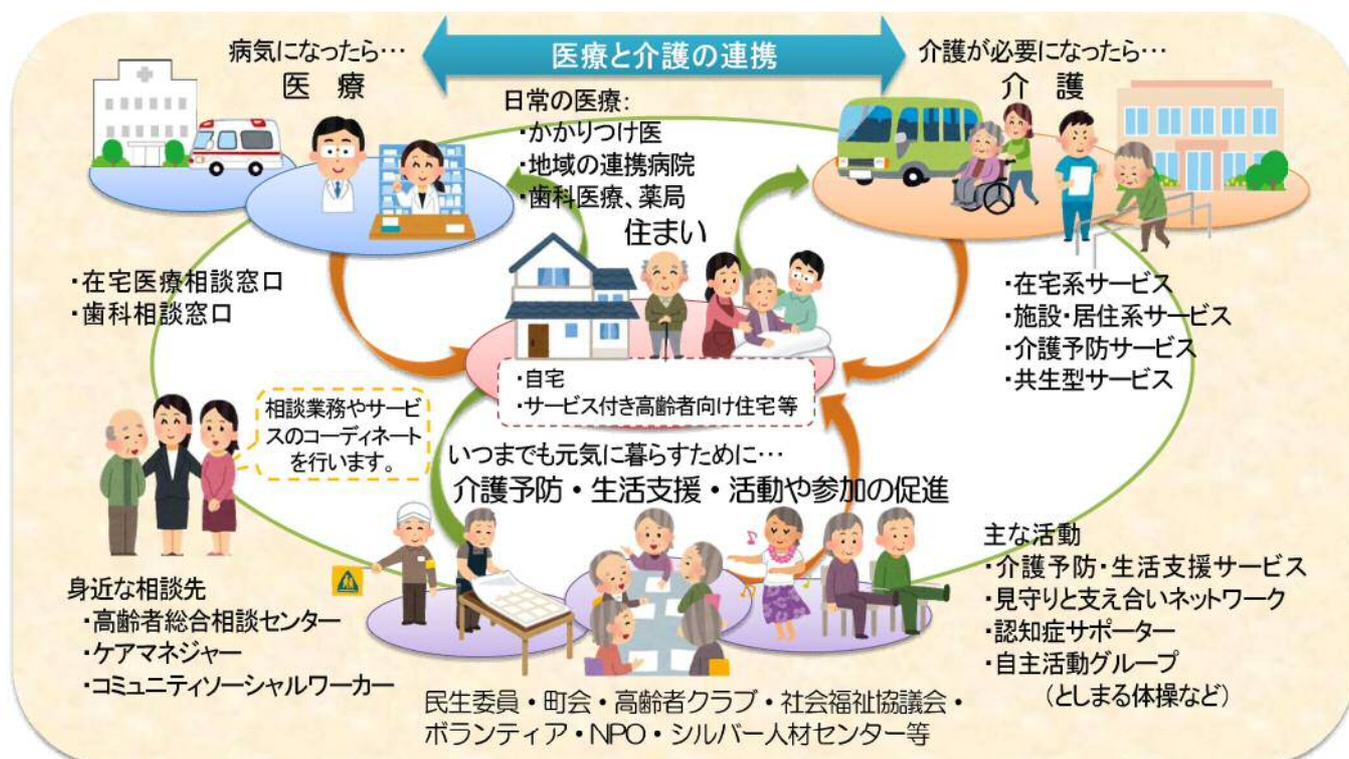
■施策のポイント：医師会が実施する医療・介護事業所へのICT機器の無償貸与やICT活用の講習会等に係る経費を補助していきます。

○医療と介護の連携体制を強化します。

■施策のポイント：医療や介護が必要な人が身近な場所で適切なサービスが受けられる仕組みづくりと医療連携体制の構築を目指します。

○在宅療養者に関して区民の理解を深めるとともに、その意思に沿った医療・介護サービスが提供できるよう、関係職種への研修等を充実させます。

■施策のポイント：在宅療養推進区民公開講座の拡充や啓発リーフレット「在宅医療ガイドブック」の改定を検討します。また、区民が希望する形で人生の最期を迎えられるよう、意思決定支援に関わる医療・介護職の取り組みを支援します。



⑥情報発信機能の充実【課題】

- 豊島区地域保健福祉計画改定のための区民意識・意向調査によると、福祉・健康に関して知っている相談窓口としては、「区役所の福祉相談窓口」に次いで、「池袋保健所・長崎健康相談所」を多く回答しています。また、実際に相談した窓口については、「池袋保健所・長崎健康相談所」が約18%と最も高く、それ以外の利用経験は1割に満たない状況にあります。
- こうした状況を踏まえ、保健所が区役所に近くなるという立地条件も活かし、他部門や地域団体等と連携しながら、必要な方が適切な窓口で相談できるよう、情報発信機能を充実していくことが求められています。
- 外国人居住者やひとり暮らし高齢者の割合が増加しています。保健サービスを有効に活用していただけるよう、今後一層、全ての区民に分かりやすく、様々な言語や手段で情報を発信していくことが必要です。
- 豊島区地域保健福祉計画改定のための区民意識・意向調査によると、福祉・健康に関する情報は60歳代以上になると「テレビ・ラジオ」が最も高く、「インターネット」が相対的に低くなっています。高齢者にはホームページによる情報提供は不十分であり、別の媒体を充実することが必要です。

⑥情報発信機能の充実【方針】

○保健所に関わる情報を集約的に提供する空間を創出します。

■施策のポイント：メインエントランス、受付・待合室、窓口などを対象に、紙やホワイトボード、デジタルサイネージなどの情報媒体の設置を検討します。

○外国人居住者が増加していることを踏まえ、必要とされる言語等による保健サービスや医療制度への理解のための情報発信に努めます。

■施策のポイント：平成31年3月に策定された「豊島区多文化共生推進方針」に基本施策として示されている、外国籍等区民の暮らしへの支援（言語・ルール等の学習の支援、情報提供の仕組みの構築、支援団体等との連携）、共生意識の醸成と交流の促進（意識の啓発、交流の推進）、外国籍等区民の活躍の支援にもとづき、外国人居住者をはじめ関係者の意見・意向を踏まえ、効果的な情報のコンテンツと発信方法について関連部署との連携を図り、検討を進めます。

○高齢者の情報機器の利用は高まってきていますが、ホームページによる情報提供だけでは不十分であるため、別の媒体による提供にも努めます。

■施策のポイント：紙媒体の充実や、電子メール・FAXによる一斉送信、高齢者総合相談センターと連携した町会・自治会単位での学習セミナーなどを検討します。

○【再掲】鬼子母神 plus・AIDS 知ろう館を活用し、健康や子育ての情報発信を強化します。

■施策のポイント：本の紹介や展示を行う業者などとの協働により、健康や医療、子育てに関する旬の本の定期的な入れ替えと、来所者への紹介を検討します。

○【再掲】がん患者が自分らしく生活でき、就労などの社会参加ができるよう、アピアランス（外見）ケアのための支援を充実します。

■施策のポイント：今年度から一定の要件を満たす人を対象に、ウィッグや胸部補整具の購入実費を助成していますが、これに加えてアピアランス（外見）ケアに必要な情報提供などを検討します。

⑦利便性の向上【課題】

- 乳幼児の健康診査のための来所者が増加しており、ベビーカー置場や授乳室の設置の要望が高まっています。
- 来所者が自転車を止めるスペースが不足しています。移転を機に十分なスペースを確保し、機能的に対応していくことが必要です。
- 現施設は建物の構造上、各フロアの待合スペースが不足しており、特に混雑する乳幼児の健康診査時は、安全配慮が難しい状況にあります。

⑦利便性の向上【方針】

○来場者の交通手段のニーズに応じた、自転車駐輪場および自動車駐車を整備します。

■施策のポイント：幼児を乗せることができる電動自転車等が駐輪しやすいスペースを確保します。

○受付と待合室を充実します。

■施策のポイント：受付では分かりやすい表示をこころがけ、多言語対応や聴覚障害者対応の充実について検討します。また待合室は、開放的な空間に配置し着席定員数を増加します。また、デジタルサイネージの設置や書籍等の設置などを検討します。

○乳児の健康診査等における待ち時間を有効活用してもらうため、「呼び出しシステム」を導入します。

■施策のポイント：健康診査等の受付に「呼び出しシステム」を導入し、受診者へ個別に受信機を配布・呼び出す体制とすることで、待合室以外の場所（例：鬼子母神 plus・AIDS 知ろう館のキッズコーナー等）で自由に過ごしてもらうことができますようにします（※）。

※呼び出すことのできる通信距離には、一定の限度あり

○授乳室を設置します。

■施策のポイント：カーテンの仕切りで複数の利用ができるようにするとともに、ベビーベッドやベンチを設置します。また、ベビーカー置場のスペースを確保します。

○フロアマネージャーを配置します。

■施策のポイント：フロアマネージャーは、相談や手続きのために来所する方に対して、適切な部署を案内することができる、保健所の事業内容に精通したスタッフです。総合案内のように来訪者が質問に来るのを待つのではなく、積極的に来所者に声をかけて対応する、能動的な役目を想定しています。

○来所者と職員の安全管理と情報管理に配慮したセキュリティ対策を講じます。

■施策のポイント：防犯対策、入退室管理、動線の分離、情報管理、ゾーン区分（入室制限）などについて検討します。

池袋保健所の移転について

1 移転及び業務開始の日程

令和元年（2019年）10月12日～14日の3連休中に移転。

新庁舎での業務の開始は、連休明けの**10月15日**から保健所の業務を開始。

2 移転に伴う休日診療等について

保健所内に開設されている休日診療所、歯科診療所及び薬局について、移転に関わる連休中の診療等は、以下のとおり。

(1) 休日診療（内科・小児科）：池袋休日診療所

診療実施場所	10月12日（土）	13日（日）	14日（月） 体育の日
現在の保健所（旧庁舎）での診療	17:00～21:30 （通常とおり診療）	9:00～21:30 （通常どおり診療）	休診 ※1 長崎休日診療所は診療あり。

※1 長崎休日診療所（長崎 2-27-18）は、13日、14日に通常どおり（09:00～16:30）診療を行います。但し、土曜日、土日祝日の準夜間（17:00～21:30）の診療はありません。

※2 10月19日（土）から新保健所内の「池袋休日診療所」で診療開始。

(2) 休日診療（歯科）・障害者歯科診療：あぜりあ歯科診療所

診療実施場所	10月12日（土）	13日（日）	14日（月） 体育の日
現在の保健所（旧庁舎）での診療	障害者歯科診療のみ 13:30～16:30 （予約制）	9:00～16:30 （当日電話で 予約が必要）	9:00～16:30 （当日電話で 予約が必要）

※1 歯科休日応急診療は、あぜりあ歯科診療所のみで実施しています。

※2 10月20日（日）から新保健所内の「あぜりあ歯科診療所」で休日応急診療開始。

※3 障害者歯科診療は、木曜日の午前中（9:30～12:30）と土曜日の午後（13:30～16:30）に、あぜりあ歯科診療所のみで実施しています。

※4 障害者歯科診療は 10月17日（木）から新保健所内の「あぜりあ歯科診療所」で診療開始。

(3) 休日調剤：池袋あうる薬局

実施場所	10月12日（土）	13日（日）	14日（月） 体育の日
現在の保健所（旧庁舎）での調剤	9:00～21:40 （通常どおり）	9:00～21:40 （通常どおり）	休診

※ 池袋あうる薬局は 10月15日（火）から新保健所内ので調剤開始。